

扱い	テレビ・ラジオ・新聞 制限なし
解禁	なし

記者発表資料

平成24年8月7日

行政4機関合同で「道の日」の道路清掃活動を実施します。

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」(※1)として、道路の正しい利用や道路愛護活動の推進に努めています。

その一環として、8月10日の「道の日」(※2)に下記のとおり島原市及び南島原市において、行政4機関の約40人が参加し、道路の清掃活動を実施します。

記

- ・ 日 時： 平成24年8月10日(金) 午前9:30～11:00
 - ・ 集合場所： 別添地図を参照してください。
①島原市役所大手浜駐車場(島原市)
②深江体育館(南島原市)
 - ・ 清掃箇所： 別添地図を参照してください。
①島原市内2ルート(島原市)
②国道57号及び国道251号4ルート(南島原市)
 - ・ 内 容： 道路における清掃活動(ゴミ拾い)
- 参加機関： 国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所
長崎県島原振興局
島原市
南島原市

※取材希望の方へ

別添の集合場所に9:30にお集まり下さい。
(悪天候の場合は8月13日(月)に延期します。)

発表記者クラブ
・ 島原記者クラブ

問い合わせ先
国土交通省 九州地方整備局 雲仙復興事務所
(0957) 64-4171 (代表)
技術副所長 山口 正二 (内204)
道路課長 桜井 敏郎 (内411)
ホームページアドレス: <http://www.qsr.mlit.go.jp/unzen/>

※1

道路ふれあい月間（8月1日～8月31日）について

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路を利用している国民の方々に改めて道路とふれあい、道路の役割及び重要性を再認識していただき、さらには道路をいつくしむという道路愛護思想の普及及び道路の正しい利用の啓発を図るとともに、道路を常に広く、美しく、安全に利用する気運を高めることを目的として、各種運動を実施することとしています。

道路管理者は、「道の駅」等道路利用者が多く集まり、かつ地域情報を発信できる場所の活用などにより、一人でも多くの国民が、自主的かつ積極的に各種運動に参画していただけるよう努めることとしています。

さらに、各種運動が当該月間を超えた効果のある取り組みにつながるよう配慮することとしています。

※2

8月10日は「道の日」です

- ・国土交通省は昭和61年度に、8月10日を「道の日」と制定しました。

制定の目的

道路は国民生活に欠くことのできない基本的な社会資本ですが、あまりに身近な存在のため、その重要性が見過ごされがちです。そこで、道路の意義・重要性について、国民の皆さまに関心をもっていただくため、8月10日を「道の日」と制定しました。

選定の理由

- (1) 大正9年8月10日にわが国で最初の道路整備についての長期計画である第1次道路改良計画が実施されたこと
- (2) 「道路ふれあい月間」*（8月1日～31日）の期間中であることなどによります。
（*平成13年度より「道路をまもる月間」から名称変更。）

ルート図



